

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休日を
翌日と
する)

目 次

◇規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (経営指導課)

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則 (シ)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 県が上乘せして利子補給を行う農業近代化資金のうち、肥育牛の飼養規模の拡大等を行う者に対して貸し付ける肥育牛の購入又は育成に必要な資金を廃止することとした。(第一条関係)
- 二 地域農業総合整備計画の知事の承認期限を、平成十二年三月三十一日(現行平成七年三月三十一日)まで延長することとした。(附則第三項関係)
- 三 一の規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

一 農業改良資金に特定地域新部門導入資金を加え、その種類、貸付金の限度額、償還期間及び据置期間を次のとおり定めることとした。(第一条、第二条、第四条、新別表第二関係)

特定地域新部門導入資金	貸付金の限度額	償還期間	据置期間
一 新部門経営準備資金 知事が定める基準に基づき、農業者が新たな農業部門の経営(当該農業部門に関連する農畜産物の加工の事業の経営を含む。以下同じ。)を開始する場合に、当該経営に必要な調査又は能率的な農業の技術(農畜産物の加工の技術を含む。)若しくは経営方法の習得を行うのに必要な資金	二百万円	五年以内	三年以内
二 新部門経営開始資金 知事が定める基準に基づき、農業者が新たな農業部門の経営を開始する場合に、当該経営に必要な施設、機械若しくは資材を購入し若しくは設置し、排水改良、土壌改良その他作付条件整備を行い、苗木の新植を行い、又は家畜を購入し若しくは育成するのに必要な資金	千三百万円	十二年以内	五年以内

二 生産方式改善資金の拡充等 (別表第一関係)

1 生活環境改善資金のうち家畜排せつ物処理技術導入資金を家畜の排せつ物を発酵させ、家畜の排せつ物に係る汚水を浄化し、その他家畜の排せつ物を適正に処理するのに要する資金とし、その種類、標準事業費、償還期間及び据置期間を次のとおり改めることとした。

種 類	現 行			改 正 後		
	標準事業費	償還期間	据置期間	標準事業費	償還期間	据置期間
無臭火力乾燥施設の設置に要する資金	一セット(成牛五十頭分、成豚二百五十頭分又は成鶏一万羽分)以下この項の(一)のロからニまでにおいて同じ。)につき四百三十万円	七年以内	一年以内	一セット(成牛四十頭分、成豚二百五十頭分又は成鶏一万五千羽分、以下同じ)につき七百四十万円	十年以内	三年以内
発酵乾燥機による発酵乾燥施設の設置に要する資金	一セットにつき五百八十万円	七年以内	一年以内	一セットにつき八百四十万円	十年以内	三年以内
発酵槽による発酵乾燥施設の設置に要する資金	一セットにつき千六百六十五万円	七年以内	一年以内	牛については一セットにつき四百一十三万八千円、豚については一セットにつき九百六十九万円	十年以内	三年以内
プラスチックハウスによる簡易乾燥施設の設置に要する資金	一セットにつき三百一十一万円	七年以内	一年以内			
簡易発酵施設の設置に要する資金	一セット(成牛二十五頭分、成豚百二十五頭分)又は成鶏五千羽分)につき百二十万六千円	七年以内	一年以内			
自然式焼却施設の設置に要する資金	一セット(成牛八十頭分、成豚四十頭分又は成鶏一万羽分)につき四百三万円	七年以内	一年以内			
土壌脱臭施設の設置に要する資金	一セット(成鶏五千羽分)につき五十九万八千円	七年以内	一年以内			

- 生産組織育成資金の償還期間を十年以内(現行五年以内)に据置期間を三年以内(現行なし)に改めるとともに、同資金の集团的農業生産技術導入資金のうち茶に係るものの標準事業費を耕地十アールにつき四万六千円(現行三万八千円)に改めることとした。
- 野菜生産高度化資金のうち次に掲げる資金の標準事業費を次のとおり改めることとした。

種 類	標準事業費	改 正 後
施設野菜経営改善資金	施設的面積百平方メートルにつき九十九万二千円	施設的面積百平方メートルにつき百五十五万六千円
野菜生産技術改善資金	野菜の種又は植付けから収穫までの一連の作業の省力化に必要な施設等の購入又は設置に要する資金	作付面積十アールにつき六十八万六千円
- 花き生産高度化資金の施設花き経営改善資金の標準事業費を施設の面積百平方メートルにつき三百八千円(現行二百二十一万四千円)に改めることとした。
- 畜産振興資金のうち次に掲げる資金の標準事業費を次のとおり改めることとした。

種 類	標準事業費	改 正 後
飼料の自給度の向上を図るために必要な資金	施設等の購入又は設置に要する資金	施設等の購入又は設置に要する資金
乳牛の飼養管理方法の改善を図るために必要な資金	施設等の購入又は設置に要する資金	施設等の購入又は設置に要する資金
肉用牛の飼養管理規模の拡大又は飼養管理方法の改善を図るために必要な資金	施設等の購入又は設置に要する資金	施設等の購入又は設置に要する資金

- 6 地域農業技術導入資金のうち、なしの簡易被覆栽培技術導入資金、パイプハウス養豚技術導入資金及びイチゴ夜冷育苗技術導入資金を廃止することとした。
- 三 農家生活改善資金に特定地域において排水施設その他生活の合理化に資する施設を設置するのに必要な資金（特定地域生活改善資金）を加え、その種類、貸付金の限度額、償還期間及び据置期間を次のとおり定めることとした。（新別表第四関係）

種 類	種 類		貸付金の限度額	償還期間	据置期間
	排水施設 排水施設の設置に要する資金	し尿浄化施設 し尿浄化施設の設置に要する資金			
特定地域生活改善資金 特定地域において排水施設その他生活の合理化に資する施設（前号に規定する共同排水施設、共同し尿浄化施設及び共同健康管理施設を除く。）を設置するのに必要な資金	排水施設 排水施設の設置に要する資金	し尿浄化施設 し尿浄化施設の設置に要する資金	九十万円	七年以内	一年以内
健康管理施設 健康管理施設の設置に要する資金			八十万円	七年以内	一年以内
			百万円	七年以内	一年以内

四 青年農業者等育成確保資金の拡充（新別表第五関係）

- 1 高度経営技術導入資金及び研修教育資金を統合し、その名称を経営技術高度化資金に改めることとした。
- 2 経営開始資金の貸付限度額及び償還期間を次のとおり改めることとした。

種 類	種 類		貸付金の限度額	償還期間	据置期間
	青年農業者	認定就農者			
経営開始資金	経営開始資金	認定就農者	千八百万円	十年以内	三年以内
			二千三百万円	十二年以内	五年以内

五 施行期日等

- 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十三号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。
- 附則第三項中「農業上の利用の増進」を「利用の集積」に、「平成七年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十四号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年四月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行い」の下に、「特定の地域において新たな農業部門の経営を開始し」を加える。

第二条第二号中「生産方式改善資金」の下に、「特定地域新部門導入資金」を加える。

第三条中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「青年農業者等育成確保資金の研修教育資金」を「新部門経営準備資金及び経営技術高度化資金のうち研修に係る資金」に改める。

別表第一第二号中

イ 無臭火 力乾燥施 設の設置 に要する 資金		ロ 発酵乾 燥機によ る発酵乾 燥施設の 設置に要 する資金		ハ 発酵槽 による発 酵乾燥施 設の設置 に要する 資金		ニ プラス チックハ ウスによ る簡易乾 燥施設の 設置に要 する資金		ホ 簡易発 酵施設の 設置に要 する資金		ヘ 自然式 焼却施設 の設置に 要する資 金		ト 土壌脱 臭施設の 設置に要 する資金			
一セット（成牛 五十頭分、成豚 二百五十頭分又 は成鶏二万羽分 以下この項の 口から二まで の口から同じ において四百三十 万羽）	一セットにつき 五百八十万円	七年以内	一年以内	一セットにつき 千六百六十五万 円	七年以内	一年以内	一セットにつき 三百一十万円	七年以内	一年以内	一セット（成牛 八十頭分、成豚 四百頭分又は成 鶏一万羽分）に つき四百三万円	七年以内	一年以内	一セット（成鶏 五千羽分）につ き五十九万八千 円	七年以内	一年以内

を

特定地域新部門導入資金		貸付金の限度額	償還期間	据置期間
一 新部門経営準備資金	知事が定める基準に基づき、農業者が新たな農業部門の経営(当該農業部門に関連する農畜産物の加工の事業の経営を含む。以下同じ。)を開始する場合に、当該経営に必要な調査又は能率的な農業の技術(農畜産物の加工の技術を含む。)若しくは経営方法の習得を行うのに必要な資金	二百万円	五年以内	三年以内
二 新部門経営開始資金	知事が定める基準に基づき、農業者が新たな農業部門の経営を開始する場合に、当該経営に必要な施設、機械若しくは資材を購入し若しくは設置し、排水改良、土壌改良その他作付条件整備を行い、苗木の新植を行い、又は家畜を購入し若しくは育成するのに必要な資金	千三百万円	十二年以内	五年以内

別表第二中「農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)第二条第一項」を「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第一項第一号」に、「農用地利用増進法第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十八条第一項」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第六条第二項第四号」を「第十八条第二項第四号」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第三条、第四条関係)

二 経営開始資金	イ 青年農業者	ロ 認定就農者	リ 研修期間一年以上二年未満の国内研修及び研修期間二年以上の海外研修を受けるのに必要な資金	チ 研修期間二年以上の国内研修及び一年以上二年未満の海外研修を受けるのに必要な資金
千八百万円	千八百万円	二千三百万円	二百万円	百七十万円
十年以内	十年以内	十二年以内	五年以内	五年以内
三年以内	三年以内	五年以内	三年以内	三年以内

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

様式第一号中

整理番号	財源コード	都府県コード	地方コード	普及センターコード	貸付年度	貸付決定番号	取扱農協コード	借受者住所	他受形態	資金コード	貸付対象事業	申請額(貸付額)									
		3	1					住所コード	番地	種類	種目	千円									
償還計画																					
据置期間	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目		9年目		10年目		
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
	償還額		償還額		償還額		償還額		償還額		償還額		償還額		償還額		償還額		償還額		

整理番号	財源コード	都府県コード	地方コード	普及センターコード	貸付年度	貸付決定番号	取扱農協コード	借受者住所	他受形態	資金コード	借受けようとする事業費及び申請額	償還期間	償還計画			事業実施期間								
		3	1					住所コード	番地	種類	種目	期間	1年目			2年目								
											事業量	事業費	申請額(貸付額)	年	月	日	償還額	償還額	償還額	年	月	日		
											千円	千円	千円				千円	千円	千円					
償還計画													事業実施期間											
据置期間	4年目		5年目		6年目		7年目		8年目		9年目		10年目		11年目		12年目		着手(購入)予定年月日		完了予定年月日			
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
	償還額		償還額		償還額		償還額		償還額		償還額		償還額		償還額		償還額		年月日		年月日			
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円							

に改める。